

## 細則（2020年8月22日版）

### 役員選出に関する細則

（目的）

第1条 会則第21条で定める指名委員の選出と指名委員会の活動について、詳細を定めるものである。

（指名委員会の設置と解散）

第2条 会則第9条で定める役員選出を行うために、役員選出期の前年度の幹事総会および常任幹事会において指名委員を選出し、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、役員選出を審議する幹事総会において指名した役員承認議決を経て解散する。

（指名委員会の構成）

第3条 指名委員会は、常任幹事から3名、常任幹事以外の幹事から2名の5名で構成する。

（1号、2号、3号指名委員）

第4条 常任幹事会から選任される3名の指名委員は、総務委員会委員長（以下、1号指名委員という）と校内幹事長（以下、2号指名委員という）、常任幹事会で選出される常任幹事1名（以下、3号指名委員という）とする。

2 3号指名委員は、常任幹事会において常任幹事の互選で決定する。

3 1号指名委員および2号指名委員が総務委員会委員長および校内幹事長を退任した場合、後任者がそれぞれの任務を引き継ぐ。

（4号、5号指名委員）

第5条 幹事から選出される指名委員の2名は、原則として、会則13条第2項で定める1号幹事から1名（以下、4号指名委員という）、2号幹事および3号幹事から1名（以下、5号指名委員という）とする。

2 4号指名委員および5号指名委員に立候補を希望する幹事は、同窓会 Web サイトで立候補受付が公告された日より締め切り日までに事務局に届け出る。立候補には、3名以上の幹事の推薦を必要とする。

3 4号指名委員および5号指名委員は、幹事総会において、立候補者がそれぞれにおいて複数の場合は当日出席者の投票による多数決で、1名の場合は過半数の信任投票で選出する。

（指名委員会の活動）

第6条 指名委員は、1号指名委員を委員長とし、次期役員候補者の指名のために必要な活動を行う。

2 指名委員は、役員、常任幹事、幹事、校内幹事等の意見を参考にして、次期役員候補者を本人の承諾を得て指名する。

3 指名委員長は、常任幹事会および幹事総会における役員選出に関わる議事の進行を行う。

(指名委員の制限)

第7条 指名委員は、役員候補者になることはできない。

(指名委員の活動への協力)

第8条 役員、常任幹事、幹事、校内幹事、会員は、指名委員の活動に対し積極的に協力しなければならない。

(施行)

この細則第3条は平成24年5月12日に改定した。

この細則は「役員を選出細則」を2020年8月22日に改定した。

この細則は2020年8月23日より施行する。

(附則)

この細則の改定は、幹事総会で出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

#### 会費等に関する細則

(入会費)

第1条 個人入会費は9,000円とし、入会時に支払う。

(年会費)

第2条 個人年会費は3,000円とし、毎年度支払う。

(施行)

この細則は平成23年5月14日に施行された会費細則を2020年8月22日に改定した。

この細則は2020年8月23日より施行する。

(附則)

この細則の改定は、幹事総会の出席者の3分の2以上の承認を必要とする。